## (PDF 版・4の1)『教会教義学 神の言葉Ⅱ/3 聖書』「二十節 教会の中での権威——一 言葉の権威」

(文責・豊田忠義)

## 「二十節 教会の中での権威――― 言葉の権威」 (161-173 頁)

「二十節 教会の中での権威」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

「直接的な、絶対的な、内容的な権威を、教会は、自分自身が持っているとは主張せず、ただ神の言葉としての聖書だけが持っていると主張する。しかしまさに、聖書の中での神の権威ある言葉に対する服従こそが次のことを通して――教会の中で共に聖書の証しを受け入れると告白する者たちが、聖書の証言を注釈し適用するに際して、互いに相手の言うことを進んで聞こうとし、また相手の言うことを聞こうと用意ができているであろうということを通して――客観的に規定されている。教会の中での権威は、(教会がその中に基礎づけられているところの)聖書の権威を通して、間接的な、相対的な、形式的な権威として限界づけられている」(161 頁)。

この定式は、次のように理解することができる。

「直接的な、絶対的な、内容的な権威を、教会」は、「啓示ないし和解の実在」その ものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最 初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の 言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」として現存してい る「聖書だけが持っていると主張する」。何故ならば、それ自身が聖霊の業(・働き・ 行為)であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実 在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とす る「神の言葉の三形態」(換言すれば、「啓示されてあること」、「キリスト教に固有 な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)において、「聖霊と聖書の間の単一性〔区別 を包括した単一性〕の実在全体が力を奮う時、それは、神の恵みの自由な行為であ る」からであり、われわれは、その第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と 語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準・基準とした「**教会の中で**、 **教会と共に」、「聖書は、第一に、〔「先ず第一義的に優位に立つ原理」・**規準・**法廷・**審 判者・支配者・標準・基準としてのイエス・キリストと共に、〕 **法廷**として**優位性を**< **持つ>ということを信じる」(認識する、承認し確認する) からであり、また「聖書** は、第二に、神の啓示についての起源的な〔その最初の直接的な第一の〕、正規の証言 として〔「啓示との<間接的同一性>として〕、神ご自身の言葉<である>ということ を信じる」(認識する、承認し確認する)からである。「しかしまさに、聖書の中での 神の権威ある言葉に対する服従〔他律的服従と自律的服従との全体性〕こそが次のこ とを通して――教会の中で共に聖書の証しを受け入れる〔聖書を自らの思惟と語りに

おける原理・規準・標準とする、聖書を媒介・反復する〕と告白する者たちが、聖書の証言を注釈し適用するに際して、「聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とすることによって、聖書を媒介・反復することによって、それ故に聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義(Credo)を通して〕互いに相手の言うことを進んで聞こうとし、また相手の言うことを聞こうと用意ができているであろうということを通して〔何故ならば、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っている」のであるから〕——客観的に規定されている。〔したがって、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の中での権威は、(教会がその中に基礎づけられているところの)聖書の権威を通して、間接的な、相対的な、形式的な権威として限界づけられている」。このような訳で、「教会に宣教を義務づけている」ところの「聖書が、教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」。

それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示 ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト 自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における――すなわ ち「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とす る三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での 起源的な第一の存在の仕方である「父は子の父、言葉の語り手であり」、第二の存在 の仕方である「子は父の子、語り手の言葉である」ところの、第三の存在の仕方であ る神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊の業・働き・行為である「啓示されて あること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性の関係と構造(秩序性)におけるその 最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二形態の神の 言葉である「啓示との<間接的同一性>」として現存している「聖書」は、「教会に対 して」、「また〔その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした〕**教会** を通して世に対して」、「神の啓示、イエス・キリスト、神の言葉を証しする」――こ の「聖書の証しする力」は、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の 中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の証しの力」、まさにイエス・キ リストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〔自己証明能力の <総体的構造>〕である」。「それであるから聖書の証言は、聖霊の証言である。聖霊 こそ、聖書の対象が持っている力である」。「聖霊を通してだけ、聖書」は、「教会に対 して」、「また教会を通して世に対して」、「神の啓示、イエス・キリスト、〔起源的な第 一の形態の〕神の言葉を証しする」。このようにして、「聖書はイエス・キリストを現

**在のものとし、自ら神の言葉を語る**」。したがって、「神が語るのを聞こうと望む者」 は、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づい て、終末論的限界の下でのその途上性において、聖書を自らの思惟と語りにおけ原 理・規準・標準として、絶えず繰り返し「聖書に聞かなければならない」のである。 「これこそ……福音主義的な聖書原理であって、啓示の証しと伝達に関して語られな ければならないところの普遍的なこと、根本的なこと、それ自身において確実なこと **である**」。したがって、バルトは、次のように述べている――「私は……『今日の神学 的実存』誌の第一号において……何も新しいことを語ろうとしたのでは……ない。す なわち、われわれは神と並んで、いかなる神々をも持つことはできないということ、 聖書の聖霊は、教会をあらゆる真理へと導くのに十分であること、イエス・キリスト の恵みは、われわれの罪の赦しとわれわれの生活の秩序にとって十分であることを語 **った**。但し、私がまさにこのことを語ったのは、それがもはやアカデミックな理論な どといった性格にはとどまりえず、むしろ、〔キリストの福音の告白・証し・宣べ伝 えだけでなく、社会的政治的実践も必要だと声高に叫んだり等〕私がそういうものに しようともせず、また実際にそうしなかったのに、それが呼びかけ、〔おのずから〕 要求、戦いの標語、信仰告白にならざるをえなかったという状況においてであった」 (『カール・バルトの生涯』)。

さて、日本基督教団の「戦責告白」は、政治意識に基づいて、次のように告白して いる――「(中略)まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、 祖国の歩みに対し正しい判断をなすべきでありました。(中略)終戦から20年余を経過 し、わたくしどもの愛する祖国は、今日多くの問題をはらむ世界の中にあって、ふた たび憂慮すべき方向にむかっていることを恐れます。この時点においてわたくしども は、教団がふたたびそのあやまちをくり返すことなく、日本と世界に負っている使命 を正しく果たすことができるように、主の助けと導きを祈り求めつつ、明日にむかっ ての決意を表明するものであります」。このように「決意表明」をしていた日本基督教 団の指導層、教会指導層は、御用学者の尾身会長自らが、「本来はパンデミック(世界 的大流行)で〔東京五輪を〕やることが普通ではない」と警鐘を鳴らしているという ことに対して、また第一義的に重要な事柄である五輪中止の意思表示をしている一般 大衆・一般国民の健康と生命を守ることを全く無視して、それ故に他国のそのような 人々の健康と生命を守ることを全く無視して、東京五輪を強行しようとしている<反 >民主主義的動向に対して、すなわち国家(政府)等の東京五輪強行に対して、どの ように対応しているのであろうか、戦前と同じように国家(政府)に加担するつもり であろうか、鈍感にもこの日本の民主主義の危機に対して沈黙と無視を決め込んでい るのであろうか。東京五輪開催の是非についての朝日新聞の世論調査においては、

「中止43%」と「再延期40%」を含めると83%以上(東京都民、「中止46%」と「再延期

30%」を含めると76%以上)が、今夏の東京五輪強行に反対している、また毎日新聞の 世論調査においては、「中止40%」と「再延期29%」を含めると69%以上が、今夏の東京 五輪強行に反対している、また読売新聞の世論調査においては、(5/10)「中止59%」 と「開催――無観客開催23%、観客数制限開催16%」および(6/6)「中止48%」と「開 催――無観客開催26%、観客数制限開催24%」となっているが、この読売新聞の世論調 査には「再延期」の項目がないから、もしもその項目があれば、「再延期」と回答す る人々がいるであろうから、いずれにしても今夏の東京五輪開催中止の要求は過半数 を超えているに違いないのである。このように、**国民の過半数以上が、今夏の東京五 輪強行に反対しているのであるから**、現存する民主主義が議会制民主主義としての擬 制民主主義でしかないとしても、その**多数決を原理とする民主主義の原則から言っ** て、当然にも、今夏の東京五輪は絶対的に中止すべきなのである。それにも拘らず、 東京五輪関係者たちは、今夏の東京五輪強行に反対している国民の過半数以上の意思 表示を全く無視して、東京五輪を強行しようとしているのである。いずれにしても、 日本政府(政治家、官僚)、小池東京都知事、IOC、JOC、スポーツ関係諸団体、民主 主義国を標榜するG7サミット対象国は、今夏の東京五輪開催を強行したならば、自ら が<反>民主主義国家の側面を持っていることを自己暴露することになるのである(G 7に参加した日本を除いた自国の利害を最優先するアメリカや他国は、欧米のあるい はG6の利害を最優先することを念頭に置いてだけ、「東京オリンピック・パラリンピ ック競技大会を開催することに対する我々の支持を改めて表明する」と、「共同宣 言」の最後のたった二行で記している。この時、われわれは、国民全体の奉仕者であ るべき政治家や官僚たちが、またその「国家〔政府〕の政策を、……あらゆるこじつ けを駆使して合理化」するメディアを含めた知識人が、その大多数の被支配としての 日本の一般大衆・一般国民の過半数以上の意思表示を全く無視して、その二行に喜ん でいる平和ボケした権力と金だけに群がる日本の政治家や官僚たちの無能さ無残さ惨 めさを見せつけられたのである、メディアを含めた知識人の無能さ無残さ惨めさを見 せつけられたのである)。したがって、G7諸国は、中国やロシアを<反>民主主義国 家だと批判することはできない。因みに日本の首相・菅は、バイデンから、「支持…… 表明」だけでなく、一方で、「現状で東京五輪の感染対策においては多くの〝穴〟が指 摘されている。選手村での飲酒を現状で禁止していないほか、競技終了後の選手、大 会関係者やメディア関係者が感染防止のための〝バブル〟を破る懸念に対しても有効 な防止策を示せていない」中で、「〔**アメリカ大統領**のバイデンは、当然にもアメリカ の国民の安全を考えてはいても、日本の国民の安全を考えてはいないから、日本の国 民の安全ではなく、五輪参加〕関係者の安全を確保するための公衆衛生措置を課す必 要性」があると釘を刺されている。このことについては、「PDF版・東京五輪強行に見 る日本自由主義・民主主義<国家の水準>」を参照されたし。

「教会にとって、教会を通しての世にとって」、「どのようにして聖書の証言が聖霊の 証しの力の中で聞かれ、取り上げられるようになるのという問い」は、「どのようにし て三位一体の神の啓示が遂行されるようになるのかという根本的な問いと類比的な関 係を持っている」。この時、「聖書の中での神の言葉に従う服従に関する」後者の問いに 対しては、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本 質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中 での第二の存在の仕方である「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一 の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にして まことの人間イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っ ている啓示に固有な自己証明能力」――すなわち、客観的な「存在的な必然性」(客観 的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」)と主観的な「認識的な必然性」(その 「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」によ る「信仰の出来事」)を前提条件とした主観的な「認識的なラチオ性」(徹頭徹尾聖霊と 同一ではない聖霊によって更新された人間の理性性)を包括した客観的な「存在的なラ チオ性」(それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している 「神の言葉の三形熊」の関係と構造・秩序性)という<総体的構造>を明確に提起する ことによって答えられなければならない。このことについては、(PDF版・その1)「< イエス・キリストにおける神の自己啓示>および<その自己証明能力の総体的構造>な らびにくまことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会>」を参照されたし。イエ ス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的 構造>に基づいてのみ「聖書の中での啓示証言の実在を理解することができる。 すなわ ち、聖書の中で実在となる可能性の中で啓示証言の実在を、概念でもって把握すること ができるのである」。この「可能性は、先ず第一に、本来的に、聖書そのものが教会の 中で持っている権威と自由によっている」、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての 第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第 一の「啓示ないし和解」(<神聖>性・<神的なもの>性)の「概念の実在」(人間の言 語を介した<書物>性・<人間>性)としての(「啓示との<間接的同一性>」として の)聖書そのものが教会の中で持っている権威と自由によっている」。このように「啓 示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト 自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」とし ての第二の形態の神の言葉である「聖書が、教会の中で権威と自由を持つことによって、 聖書は、〔その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の 神の言葉である〕教会に〔徹頭徹尾「相対的な」〕権威と自由を貸し与えるのである」。 したがって、この「相対的な教会の権威と自由」は、教会(聖職者、神父、牧師、神学 者、すべての成員)の恣意性独断性に任せられておらず(換言すれば教会の決定事項で は決してなくて)、「あくまでも〔第三の形態の神の言葉である〕教会が、聖書の中での

神の言葉に従う服従におけるそれである〔教会が、他律的服従と自律的服従の全体性において、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環におけるそれである〕」。すなわち、それ自身が聖霊の業(・働き・行為)であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身(「啓示ないし和解の実在」そのもの)を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である「聖書〔その最初の直接的な第一の、「啓示ないし和解」の「概念の実在」、預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」〕は、神の言葉であり、自分自身をそのようなものとして認識すべく与えるから、発生的にそうなのである」。

「教会の中での権威についての教説」は、「教会の中にひとつの<法廷>が存在して いるということ〔すなわち「先ず第一義的に優位に立つ原理」・規準・法廷・審判者・ 支配者・標準・基準としての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと 共に、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における原理・規準・法廷・審判者・支 配者・標準・基準としての第二の形態の神の言葉である聖書が客観的知覚的に存在して いるということ〕」、そして「その法廷が教会の根拠と本質に対してもっとも近い関係に 立っているということ」、また「教会の歴史的および事柄的な起源に対してより多く参 与しているということ」、**それ故にそれは**、教会が、終末論的限界の下でのその途上性 において絶えず繰り返し、その「<法廷>に〔すなわちイエス・キリストに、それ故に 具体的には「啓示との<間接的同一性>」として現存している聖書に〕**集中的に聞き標** 準的なものとして注意を払うということを欲している」。「聖書は教会の中でそのよう **な権威である**」。そのようなものとして、「聖書こそが、教会に宣教を義務づけている」、 そして「聖書こそが、教会の宣教の「的確な批判・訂正の規準」(・原理・標準)であ る。また、「一般的な意味において聖書は、歴史的に最古のものとして示すことのでき る、教会の発生の、その限り教会の根拠と本質の、文書である」。したがって、「啓示な いし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身 を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」(<神聖>性・<神的なも の>性)の「概念の実在」(人間の言語を介した<書物>性・<人間>性)としての(す なわち「啓示との<間接的同一性>」としての)「聖書は、時間的、歴史的、人間的な 文書であり」、それ故に「聖書は、常にそのようなものとしても評価されることを欲し ているし、評価されなければならない」――「聖書を読みたくなった。こんな、たまら なく、いらいらしている時には、聖書に限るようである。**他の本が、みな無味乾燥でひ** とつも頭にはいって来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいした

ものだ」(太宰治『正義と微笑』)。しかし、「教会に宣教を義務づけている」「聖書が、 教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならない」にも拘らず、**教会の宣** 教のベクトルの後者への一面化固定化全体化絶対化(偏向)は、「規準〔・原理・標準〕 としての聖書の性格、聖書の自由な力」を希薄化させ喪失させていった。したがって、 「人間にあまりに信頼し、神にあまりに信頼しない」教会は、「啓示に固有な自己証明 能力」を持っている「神の啓示そのものが聖書の証言の中で現臨することを欲しており、 また現臨することができるという約束を、〔キリストの霊である〕聖霊の証しの能力を、 **認識根拠としていない**」のである。言い換えれば、その教会は、イエス・キリストにお ける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>の中での神 のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の 出来事」(客観的な「存在的な必然性」)とその「啓示の出来事」の中での主観的側面と してのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」(主観的な「認識的 な必然性」)を前提条件とした主観的な「認識的なラチオ性」(徹頭徹尾聖霊とは同一で はないが聖霊によって更新された人間の理性性)を包括した客観的な「存在的なラチオ 性」――すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在 している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエ ス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「啓示されてあるこ と」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)について認識し自覚 していないのである。

そのような訳で、「**教会の本来的な服従**」は、教会が、イエス・キリストにける「啓 示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>の中で客観的な「存 在的なラチオ性」――すなわち三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の 出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在して いる「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・ キリスト自身を起源と「神の言葉の三形態」(換言すれば、「啓示されてあること」、「キ リスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な 第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉である聖書 を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下でのその途 上性において絶えず繰り返し、それへの他律的服従とそのことへの決断と態度という自 律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、 純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」 と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」(純粋な教え としてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法)という連関・循環にお いて、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、 公同ノ教会」を目指して行くという点にある。「まことのイエス・キリストの教会」を 目指す教会は、「その存在、根拠、本質を構成している神の言葉に、服従関係の中に立

っている……」。この「服従関係には、……特定の単一性〔「啓示ないし和解の実在」そ のものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身〕 の中で属 し合っているが、しかしこの単一性の中でまた特定の仕方で区別されたふたりの仲間」 が、しかも「**そのうち……ただ一方のものだけが**〔すなわち、そのイエス・キリスト自 身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」として の第二の形態の神の言葉である聖書だけが、預言者および使徒たちの「イエス・キリス トについての言葉、証言、宣教、説教」だけが〕、〔他方のものに〕命令し〔第三の形態 の神の言葉である教会に、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とするこ とを命令し、そういう仕方で宣教を義務づけ〕」、「他方のもの〔その聖書を自らの思惟 と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である教会〕はこの命令 に服従しなければならない」、「ただまさに服従するだけであるところの、ふたりの仲間 が属している」。「旧約聖書においても、新約聖書においても、聖書の証人たち〔預言者 および使徒たち〕」は、「啓示の受領者〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」 の「概念の実在」、預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、 宣教、説教」〕として、その服従関係の中に立っていた」。「**彼らに対して、啓示が、命 令的に出会うがゆえに**〔純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式と しての律法として、神の命令・要求・要請として出会うが故に〕」、「そしてそのように 出会うことによって、彼らが啓示に対して服従するようになる」、「そしてそのように服 **従するようになることによって、彼らは啓示の受領者となるし、**啓示の受領者である… …」。「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である イエス・キリスト自身に「聞き従うものとして彼らは〔その最初の直接的な第一の「啓 示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉は〕、預言者および使 徒たちである」。 このように客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中 での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に **基づいて「聞き従うものとして、彼らは聖霊を持つ**」。このように「聞き従うものとし て、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の 形態の神の言葉である〕彼らはまた、〔その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規 準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕**ほかの者たちに相対して**、〔終末論的限 界の下でのその途上性において、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準と して、絶えず繰り返し、教会となることによって教会であることを目指す〕**生成しつつ** ある教会および世に相対して、キリストの証人として任命され、委任を与えられた」。 したがって、「まことのイエス・キリストの教会」は、「この服従関係の繰り返しにおい てのみ存在することができる」。したがってまた、「イエス・キリストの教会の現実存在」 は、「ちょうど使徒と預言者たちが彼らの主に聞き従ったように」、客観的なイエス・キ リストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖 霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・

規準・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それ に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、「聞き従うことが起こるというこ とと共にたちも倒れもする」。

「神の言葉の受肉〔その内在的本質である神性の受肉ではなく、その第二の存在に おける言葉の受肉〕」、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での 主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」、「キ リストの死によって人間が神と和解させられた和解」、「キリストの甦りの中でのその 啓示」、「キリスト復活の四○日(使徒行伝一・三)」、「キリスト復活四○日の福音」、 「実在の成就された時間」、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まこと の現在」が一回的であるのと同じように、「**預言者および使徒たちと彼らの主の間の服 従関係」は、「一回的な服従関係である**」。キリスト復活から復活されたキリストの再 臨(終末、「完成」)までの聖霊の時代は、「教会の時間、われわれの時間は、(預言者 および使徒たちの時間とは)別な時間である」。したがって、このバルトの概念構成か らすれば、キリスト教的文芸評論家の富岡幸一郎の『使徒的人間――カール・バル ト』は、そのタイトル自体が、その最初から誤解・誤謬・曲解によるものなのであ る。さらに、この富岡は、バルトの著作に即してではなく〔例えば『カント』等も読 まずに〕、高校倫理資料集レベルの知識で、バルトの自然神学論を論じていたのであ る。したがって、富岡のその自然神学論は、その最初から誤解・誤謬・曲解によって いた。「イエス・キリストの教会は、文字通りただ一度だけ、預言者と使徒たち自身の 中で、正確にとるならば、使徒たちが自分たちの目の前で、預言者たちの成就される のを見た復活日の後の四○日の中で存在した」。「四○日の約束」――すなわち、「あな たがたは、わたしの証人となるであろう、また見よ、わたしはいつもあなたがたと共 にいるであろう……はまことである」。「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起 源的な第一の形態の神の言葉である「イエス・キリスト」が、「キリスト復活の四○日 において、預言者と使徒たち自身のためにいましたように〔その最初の直接的な第一 の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての第二の形態の神の言葉である預言者 と使徒たち自身のためにいましたように〕」、その聖書を自らの思惟と語りにおける原 理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉(教会の<客観的な>信仰告白および教 義、Credo)である教会に属する「われわれのためにいますということ」、具体的には 「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キ リスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実 在」としての第二の形態の神の言葉である「**啓示との<間接的同一性>」として現存** している「聖書が教会のための神の言葉としてあるということはまことである」。した がって、「教会〔聖職者、神父、牧師、神学者、教会・教団指導層、すべての成員〕 は、聖書の傍らを通り過ごして〔聖書を媒介・反復することなく、聖書を自らの思惟 と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準・基準とすることなく〕、直 接〔直接的無媒介的に〕、神に、キリストに、聖霊に訴え出ようとすることはできない のである」。また、その教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における 思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられた ものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項 であって、われわれ人間の決定事項ではないのである」、それ故にそれは、「『主 よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の 態度〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立し ている」。したがって、東京神学大学の実践神学者・小泉健が、「神に余りに信頼せ ず」、「人間に余りに信頼して」、恣意的独断的に、聖書を媒介・反復することを、 聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・標準とすることを明確に語らずに、直 接的無媒介的に、「聖霊が説教者に言葉を与え、語ることへと導く。説教者は聖霊の 言葉を伝え、聖霊の言葉に導く」と書いた時、そのことは、その最初から全くの誤 謬・曲解である。バルトは、『説教の本質と実践』で、人間的理性や人間的欲求やに よって対象化され客体化された「聖霊〔の概念、ルドルフ・ボーレンや小泉健や佐藤 司郎の「聖霊論的説教論」における聖霊の概念〕が(あるいは別の霊〔人間精神〕で あっても)言葉を吹きこむこととか、あるいは一つの構想を持っていることなどあて にしてはならない」、「説教は語ることであるが、……〔「祈りの聞き届け」を切望 する「祈り」の中で、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・標準として〕一 語一語準備し、書き記しておいたもののことである」と述べている。